

## 稲城市アライグマ・ハクビシン防除事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に基づき、特定外来生物であるアライグマ及び重点対策外来種であるハクビシン（以下「対象種」という。）の市内での生息状況を把握し、併せて捕獲器を設置し捕獲・駆除を行うこと（以下「事業」という。）について必要な事項を定め、在来種を保全すること、生物多様性を普及啓発すること並びに人の生命や健康の被害、生活環境への被害及び文化の被害等を未然に防ぐことを目的とする。

### (防除対象)

第2条 この要領による防除の対象となる対象種は、市内に生息する対象種とする。

### (実施区域)

第3条 事業の実施区域は、市内全域とする。

### (実施場所)

第4条 事業の実施の対象となる場所は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に存する住宅の敷地（以下「対象地」という。）で、対象種により生活被害を受けているもの又は生活被害を受けるおそれのあるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場所

### (実施条件)

第5条 前条第1号の規定による防除は、次の各号のいずれにも該当する場合に実施するものとする。

- (1) 対象地の所有者等から依頼があること。
- (2) 対象地の所有者による許可があること。
- (3) 対象地を第三者が誤って触ることなどによる怪我などのおそれがなく、捕獲器を設置することができる屋外の平地があること。

### (防除依頼)

第6条 第4条第1号の規定による防除を依頼しようとする者は、「アライグマ・ハクビシン防除依頼書兼指示書」（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第7条 前条の規定により防除を依頼し、捕獲器の設置をした者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 捕獲器を良好な状態で管理し、目的の用途以外に使用しないこと。
- (2) 毎日捕獲器を確認し、動物が捕獲されている場合は速やかに報告をすること。
- (3) 捕獲に使用するエサを用意し、その費用を負担すること。
- (4) 侵入路を塞ぐ等の施工及びふん尿撤去、清掃、雑菌消毒処理等を実施する場合の費用を負担すること。
- (5) 本事業を実施するにあたり、この要領に定めることを遵守し、駆除委託業者の指示に従うこと。

(設置期間)

第8条 捕獲器の設置期間は、原則として二週間以内とする。

(市の免責)

第9条 本事業による関係者及び第三者に対する怪我並びに飼い猫等他の動物に対する被害等については、事業に瑕疵がある場合を除き、市は責任を負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、生活環境課長が別に定める。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。